

保 育

募集します 16年度の保育所入所児童

受付期間と申込先

東・西常設保育所と南・北季節保育所 1月6日から30日まで、福祉部子育て担当(「ゆとろ」内・西町)へ。

ふとみ常設保育所 1月6日から30日まで、直接ふとみ保育所へ

なお、常設保育所は、世帯内で課税のある方の世帯全員の平成15年分所得税、平成15年度分町民税額を証明する書類が必要です。(保育料は課税状況により決定します。)

弁ヶ別・蕨岱・東裏へき地保育所 1月6日から30日まで、直接各保育所へ。

開設期間・保育時間・年齢

①常設保育所～通年開設。月～金曜の7時30分～18時30分(土曜は12時30分まで。特別な事情のある場

合は18時30分まで)。6カ月児から5歳児まで(東保育所は2歳児から5歳児)。

②季節保育所～4月から11月まで開設(必要に応じて変更)。月～金曜の8時30分～17時(土曜は12時まで)。3歳児から5歳児。

③へき地保育所～通年開設。月～金曜の8時30分～17時(土曜は12時まで)。2歳児から5歳児。

◎障害児保育

対象児童 就労などのため入所させる必要があり、集団保育や毎日の通所が可能な、平成12年4月1日以前に生まれた児童。

◎産休・育休明け入所の予約受付

「産後休暇・育児休業」明けに入所を希望する方(年度途中の入所希望者)は、出産前から入所の予約ができます。

◎一時保育(ふとみ保育所で実施)

保護者のパート就労(週3日以内)や傷病などにより、家庭で保

育ができない児童を一時的に保育所で預かります。

保育料などの詳細は、直接ふとみ保育所(☎6-2353)へ。

▼問合せ 福祉部子育て担当(「ゆとろ」内・☎3-3024)

季節保育所の統合に関わる 地域説明会を開きます

季節保育所は平成17年3月31日をもって、西保育所および東保育所に統合いたします。

北季節保育所地域説明会

日時・場所 1月14日(水)
19時・北季節保育所(六軒町)

南季節保育所地域説明会

日時・場所 1月15日(木)
19時・南季節保育所(樺戸町)

募 集

NHK学園生徒・学生を 募集します

NHK学園は、どこでも誰でも学べる全国を一学区とする広域通信制の高等学校や、福祉の専門職を養成する社会福祉士養成過程などを開設しています。

案内書など必要な方は、下記へお問い合わせください。

☑案内書・願書の請求先

NHK学園(☎186-8001東京都国立市富士見台2-36・☎042-572-3151 / ホームページ<http://www.nhk-gaku.ac.jp/n-gaku>)

☐当別消防出初式☐

当別消防署では、次のとおり「出初式」を行います。

▼日時 1月7日(水)11時

▼会場 総合体育館(白樺町)



すでに広報10月号でお知らせしていますが、1月1日から当別町畜犬取締条例の一部が改正され、道路、公園などの公の場所や他人の所有地を犬の糞で汚染した場合、飼育者の責任を明確にし、罰則規定が適用されます。

犬の糞を適切に処理することは、飼い主の基本的なマナーです。正しく飼育しましょう。

なお、罰則内容など不明な点は問い合わせください。

問合せ 環境対策課環境対策係(☎3-2503)

講 習 会

生ごみを肥料に変えて ごみの減量化をしませんか

町保健衛生会では、ダンボール箱を使って、生ごみを堆肥に変える方法を学ぶ講習会を開催します。

食生活から出た生ごみを大地に返し、有効に利用しましょう。参加を希望する方は、電話で申し込みください。(参加費は無料)

西当別会場

日時 2月10日(火) 13時30分
場所 西当別コミセン(太美町)

当別会場

日時 2月12日(木) 13時30分
場所 ゆとろ(西町)

申込・詳細 環境対策課環境対策係(☎3-2503)

1月から受け付け

お早めに手続きを！

給与所得者・年金受給者の還付申告

今月からサラリーマンの方や年金を受給されている方の還付申告を受け付けます。

還付申告に必要な申告書や、医療費明細書の記入用紙、住宅借入金等特別控除計算明細書などは、役場税務課と商工会に備え付けてあります。



所得税の還付を

受けられる方

給与所得者や年金収入のみの方で、源泉税額があり他に申告する所得がない方。

- ◆医療費控除を受ける方。
- ◆年末調整後、扶養する人数が増えた方。
- ◆年の中途で退職し、年末調整を受けていない方。

◎還付申告に必要なもの

- 1 平成15年中の収入額などを証明できる書類（源泉徴収票など）
- 2 印鑑
- 3 申告者の振込み金融機関と口座番号
- 4 控除に必要な書類
 - ①平成15年中に支払った生命保険料控除証明書・損害保険料控除証明書
 - ②国保税、他の健康保険料、国民年金などの納付済確認通知書や領収書

医療費控除と住宅借入金等特別控除の申告

1 医療費控除

本人、または本人と生計を同一にする配偶者やその他の親族のために、「10万円」または「所得金額の合計の5%」で少ない方の金額を越えた医療費を支払った場合。

■必要書類

医療費等の領収書・保険金などで補

てんされる金額がわかるもの・医療費控除の明細書

2 住宅借入金等特別控除

一定の要件がありますが、ローン等を利用して住宅を新築・購入・改築した方は、還付申告をすることにより「住宅借入金等特別控除」を受けることができます。

平成15年中に居住を始めた場合は、居住した日から10年間の所得税が軽減されます。

サラリーマンは1年目に還付申告すると、2年目以降は年末調整で控除が受けられます。

■必要書類

住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書・売買契約書の写し・住宅借入金等特別控除の計算明細書
このほか、新築の場合は登記簿謄（抄）本・住民票の写し、増改築の場合はさらに増改築等工事証明書が必要になります。

申告手続き

申告書に住所・氏名などを記入し、添付書類を整理（医療費控除を受ける方は、医療費明細書に必要事項を記入し領収書を添付）の上窓口にお越しください。

また、還付申告は、3月に入ると役

場の税務担当窓口や税務署が混雑し、申告手続きに時間がかかりますので、早めに手続きを済ませましょう。

▼問合せ 税務課税務係

(☎ 0 1 3 3 2)

その他
お知らせ

『法定調書』の提出を

給与・報酬・利子・配当などの支払者は、支払先の住所・氏名・支払金額などを記載した「法定調書」を提出しなければなりません。

「法定調書」は平成15年分を取りまとめて提出するもので、提出期限等は利子・配当などの一部を除き次のとおりです。

提出期限 2月2日(月)

支払調書の主な種類

- ①報酬・料金・契約金及び賞金の支払調書
- ②不動産の使用料などの支払調書

給与所得者の源泉徴収票と給与支払報告書も併せて提出してください。